

地方自治体の 災害対応体制のあり方

2013年10月

東京理科大学 大学院
国際火災科学研究科 教授
博士(工学) 小林 恭

2017/3/29 16:05

ポイント

- 21世紀は自治体が真の危機管理を求められる時代
- 多くの自治体の危機管理体制は20世紀のまま
 - ① 専従職員は少なく日常的防災業務に埋没
 - ② 地域防災計画は形だけ
 - ③ 図上訓練もままならない
- 危機管理業務は日常的防災業務とは別物と認識
 - 危機管理業務従事者を日常的防災業務から切り離し、危機管理業務と庁内の危機管理体制整備の推進役と位置づけるような体制整備が不可欠
 - 日常的防災業務を他課に割り振り、防災専従職員を危機管理業務と庁内体制整備に専念させることも一案
- このような管理体制の整備がないと、政府が立派な計画を作っても絵に描いた餅

21世紀は自治体が真の危機管理を求められる時代

- 1 21世紀は**大規模災害の世紀**
 - ① 大地動乱の時代(地学的理由)
 - ② 異常気象の多発(気象学的理由)
 - ③ 日本型安全システムの弱体化
(経済・社会学的理由)
- 2 有事法制と**国民保護法制**の成立
- 3 首長は、在任期間中に真の危機管理を担うことを織り込んでおく必要

3

自治体の危機管理体制の整備に必要なこと

- 実際に機能する災害対策本部の整備
 - 庁舎の耐震化等ハード面の整備
 - 庁内の緊急対応体制等ソフト面の整備
 - 情報収集・整理・共有・意思決定・発信に関する
庁内外のシステムの整備
- 国を中心とする応援部隊の受援体制の整備
(阪神大震災前の災対法の世界とは違う世界)
- 丁寧な図上訓練の定期的な実施
- 実際に機能する地域防災計画の整備

4

多くの地域防災計画の問題点

- ◎ 計画が総花的・抽象的で、具体性に欠ける。
- ① 災害対策本部の**初動対応が具体的に書かれていない**。
 - ・ 具体的な行動計画などの詳細については個々の**マニュアル**など詳細計画に委ねるべきことも多いが、**地域防災計画の中で位置付けられておらず、実施状況が担保されていない**。
- ② 整備に関する**数値目標や達成計画**が示されていない。
 - ・ 達成計画の進捗状況を地域防災会議等でチェックするなどの仕組みが書かれていない。

5

危機管理体制の現状と 危機管理専従職員の必要性

- 危機管理専従の「防災監」や「危機管理監」の設置
- 危機管理担当は**防災担当職員の兼務**が大半？
- 防災担当職員は、「日常的防災業務」や予算・議会答弁など**「今日」の業務で手一杯**
- 危機管理体制の整備は、未知の事態を想定し、広範な部局と調整するなど、能力と労力が必要な業務だが、今日必要な業務ではないので、**兼務だと後回し**になりがち
- 危機管理に本当に取り組むなら、防災業務との兼務では無理
- 「日常的防災業務」と「危機管理業務」とは**別の業務**と認識することが必要

6

「防災担当職員」を「危機管理専従職員」 にして「日常的防災業務」から切り離す

- 「日常的防災業務」に「危機管理業務」が追加
→ その業務は**純増** → 純増分の**処理**方法
- 「防災担当職員」を「危機管理専従職員」に衣
替えして「**危機管理業務**」に**専念**させる
- 「日常的防災業務」についてはその**必要性**を十
分に吟味した上で、必要と判断されるものだけ
を他の業務の担当者に**分配して担当**させたら
どうか

7

危機管理専従職員の業務

- **24時間**、突発危機に備える
- 庁内の**危機管理体制**の整備
- **図上訓練**の企画、運営、実施結果の体制整
備への反映
- 「日常的防災業務」については、各担当セク
ションに防災体制の整備に関する**実施計画**を
作らせ、その**実施状況を監視**し、確実に実施
させる役割りに徹する
- **防災の日の訓練**も、事務的業務は他の部局
が担当

8

その他標準化に必要なこと

- 防災担当・救助救援機関の使用する地図と座標の共通化
- それを用いた訓練の実施